

感染症制御法¹

制定日 1944.12.06

改正日 2019.06.19

第1章 総則

第1条 感染症の発生、感染および拡大を抑えるために、本法を特別に制定する。

第2条 本法において「所管当局」とは、中央では衛生福利部、直轄市では直轄市政府、各県（市）では各県（市）政府をいう。

第3条 本法において「感染症」とは、致死率、発生率、感染速度などのリスク・危険程度に応じて、中央所管当局が分類する疾病をいう。

1. 第1類感染症：天然痘、ペスト、重症急性呼吸器症候群など
2. 第2類感染症：ジフテリア、腸チフス、デング熱など
3. 第3類感染症：百日咳、破傷風、日本脳炎など
4. 第4類感染症：前3号に定めるもの以外の既知の感染症または症候群で、中央所管当局によりその発生の監視ならびに予防・制御措置の実施が必要と認定されるもの
5. 第5分類感染症：前4号に定めるもの以外の新興の感染症または症候群で、中央所管当局によりその感染と流行は国民の健康に甚大な影響が生じる恐れがあり、本法に基づき制御の対策または準備計画の策定が必要と認定されるもの

中央所管当局は、行政院の官報に前項の各号に定める感染症の名称を掲載・公表しなければ

¹ 本翻訳は、台湾の感染症関連の法律が日本語に訳出されていないことを鑑みて、作成したものである。訳出にあたっては、まず、翻訳ユレイタスに英語版の法律の翻訳を依頼し、次に、京都大学文学研究科の榮福真穂と三上航志が訳文にチェックを入れ、最後に、鍾宜錚(大谷大学真宗総合研究所東京分室 PD 研究員)が中国語原文を確認して推敲を行い、完成させた。

ならず、分類の調整が必要な場合には、すみやかに修正しなければならない。

第4条 本法において「流行状況」とは、特定の期間における特定の地域で発生した感染症の感染者数が想定値を超えた場合、または、集団感染の現象が発生した場合の状況をいう。

本法において「港」とは、港湾、埠頭、および空港をいう。

本法において「医療機関」とは、医療法第10条第1項に定める医療従事者が各自専門職の法律規定に基づき、医療活動のために用いられる機関として申請し且つ承認を受けたものをいう。

本法において「感染性生物材料」とは、感染性のある病原体またはその派生物、およびその病原体または派生物を含むことが確認された物質をいう。

本法において「感染症検体」とは、感染症の患者、感染の疑いのある者もしくは接触者から収集した体液、分泌物、排泄物またはその他の感染性の高い物質をいう。

第5条 本法が定める事項の実施において、中央所管当局、直轄市、県（市）の所管当局（以下「地方所管当局」という）が有する権限および責任は以下のとおりとする：

1. 中央所管当局：

- 1) 感染症の制御に関する政策ならびに計画の策定。これには、予防接種、感染症の防止、感染監視、感染者の通報、調査、臨床検査、管理、検疫、訓練、レベル別の動員、研修、防疫用医薬品、器材、防護具の備蓄などの措置が含まれる。
- 2) 地方所管当局が実施した感染症の制御に関する事項に対する監督、指揮、指導および評価
- 3) 予防接種による被害への補償と救済基金など関連事項の設置
- 4) 国際港および指定した特別港における検疫の実施
- 5) 感染症の制御に関する国際的な協働および交流事項の手配
- 6) 中央所管当局が防疫のために必要と考えるその他の事項

2. 地方所管当局：

- 1) 中央所管当局が策定した感染症制御の政策と計画、ならびに地域特有の防疫の需要に基づき防疫計画の策定および実施、ならびに中央所管当局に対する報告
- 2) 地域における各感染症の制御措置の実施。これには、予防接種、感染症の予防、感染監視、感染者の通報、調査、臨床検査、管理、訓練、レベル別の動員、研修、防疫用医薬品、器材、防護具の備蓄ならびに自宅隔離を受ける市民への公共サービスの提供など事項が含まれる。
- 3) 地域内の港、および前号の4)に定めるもの以外の港における検疫の実施
- 4) 中央所管当局が指示または委任する事項の実施
- 5) 地方所管当局が実施するものとするその他の事項

前項の2号に定める事項の実施にあたっては、地方所管当局は、必要に応じて、中央所管当局に支援を求めることができる。

港の検疫に関する事項の実施にあたっては、各級の所管当局は、その実施の履行を、他の組織（機関）または団体に委任することができる。

第6条 中央政府の主務所管当局のすべてが、感染症の制御にあたって調整および支援を実施しなければならない事項は、以下のとおりとする。

1. 内務所管当局： 出入国の管理、自宅隔離を受ける市民への公共サービスの提供などの事項に関する地方政府への協力と監督
2. 外務所管当局： 外国政府および国際機関との連絡、外国パスポート保有者に対するビザの発行に関する事項
3. 財務所管当局： 国有財産の借用などに関する事項
4. 教育所管当局： 学生および教職員への啓発教育および感染症の監視と制御に関する事項
5. 法務所管当局： 矯正施設における被収容者についての感染症の監視および制御に関する

事項

- 6.経済所管当局： 防護具の供給と産業別の港の制御に関する事項
- 7.運輸所管当局： 空港および商用海港の制御、運輸手段の徴用に関する事項
8. 大陸関係所管当局：台湾地域と、中国大陸地域または香港、マカオの人民との往来政策の調整に関する事項
9. 環境保護所管当局：公共環境の衛生、消毒、及び廃棄物の処分に関する事項
10. 農業所管当局：人間と動物に共通する感染症の制御と、漁港の管理に関する事項
11. 労働所管当局：労働安全衛生および労働者の権利の保護に関する事項
12. 報道・ラジオ・テレビ所管当局：ニュースの管理および発信、政令の伝達及びラジオ・テレビでの放送の指定に関する事項
13. 沿岸警備所管当局：領海、海岸、河口および非商用港における感染症の媒介動物の密輸品の押収、ならびに違法な出入国に関する事項
14. 他の関連機関：感染症の制御に必要な関連事項の実施

第7条 所管当局は、感染症の発生を制御するために各種調査を実施するとともに、効果的な予防措置を実施するものとし、感染症の発生または流行が生じた場合には、さらなる感染を防止するためにただちにその制御を行うものとする。

第8条 感染症の流行状況と流行地域の認定、発表及び解除は、中央所管当局が行うものとする。

第2類と第3類の感染症に関する上記の活動は、地方所管当局が行うことができるものとし、同時に中央所管当局に報告しなければならないものとする。

中央所管当局は、国際的な流行する感染症の情報または関連の警報を適時に発表しなければならない。

第9条 マスメディアを通じて発表された感染症の流行情報や、中央感染症指揮センターに制定された感染症制御措置に関する情報について誤りがあり、事実在即しておらず、そのため全体の防疫効果に重大な影響または影響が生じる恐れがある場合には、所管当局からの訂正通知を受けたメディアは、すみやかにこれを訂正しなければならない。

第 10 条 政府機関、医療機関、医療従事者およびその他の者で、その業務を通じて、感染症の患者または感染の疑いがある個人の氏名、医療記録および治療履歴などの個人情報を知った者は、かかる情報を開示してはならない。

第 11 条 感染症の患者、かかる患者の治療を行う医療従事者、隔離中の治療、自宅検疫、集中検疫を受ける者ならびにそれらの家族に対して、その尊厳および法的な権利を尊重・保障しなければならない、差別を与えることはあってはならない。

前項に定める個人から同意を得ることなく、録音、動画または写真撮影を行ってはならない。

第 12 条 政府機関、市民団体、企業または個人は、感染症の患者に対して、その教育、雇用、介護、住居についての権利を拒否してはならず、その他の不公正な取扱いを行ってはならない。ただし、本条は、感染症の制御の必要性のために、所管当局によって制限が義務付けられた個人には適用されないものとする。

第 13 条 感染症病原体に感染した個人と、感染症の患者であると疑われる個人は、一律に感染症の患者とみなされ、本法の規定が適用されるものとする。

第 2 章 感染症制御システム

第 14 条 中央所管当局は、国内を数カ所の地域に分割することによって、感染症制御医療ネットワークを設けることができ、感染症隔離病棟を設置するための医療機関を指定することができる。指定された医療機関は、所管当局から感染症患者の入院および治療について指示を受けた際、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

中央所管当局は、地域内の防疫用医療資源の統一、指揮、調整および手配を行うために、地域指揮官 1 名および副指揮官複数名を指定することができる。

中央所管当局は、第 1 項に指定した医療機関に対して、その裁量により補助金を与えることができる。

感染症制御医療ネットワークの分割方法、地域指揮官および副指揮官の役割ならびに権限、医療機関の指定要件、期間、手続き、補助金の内容、ならびにその他遵守すべき事項については、中央所管当局が定めるものとする。

第 15 条 感染症が発生した場合またはその発生が見込まれるときには、所管当局は、感染症制御活動に関する事項を実施するための、機動防疫部隊を設置することができる。

第 16 条 地方所管当局は、その各地域内で感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるときには、必要な措置を実施するための関連機関および人員をすみやかに動員し、その実施の結果を迅速に中央所管当局に報告しなければならない。

前項に定める状況においては、地方所管当局は、その権限および責任に基づく適切な制御措置の実施に加えて、中央所管当局の指示に従って行動しなければならない。

前 2 項に定める流行状況の管理にあたって、地方所管当局により感染症制御措置の実施のために所属の関連機関の人員および設備を統一に指揮、召集する必要があると認定された場合には、地方の感染症指揮センターを設置することができる。

中央所管当局は、必要に応じて、流行状況の管理に関する会合に出席するよう関連機関を招請することができ、各級の政府関連機関の人員、資源、設備を調整し、地方所管当局による制御対策の実施を監督および支援を行うことができる。

第 17 条 中央所管当局は、国内外の感染症流行状況の程度を考慮し、各資源と設備を統合するとともに、関連機関の人員をまとめる必要があると認定する場合には、行政院に報告してその承認を受けた上で、中央感染症指揮センターを設置することができる。また、防疫業務の実施のために、各級の政府機関、国営企業、予備軍組織および市民団体に対する指揮の統一、監督および調整を行うための指揮官 1 名を任命することができ、必要に応じて、国軍の支援を要請することができる。

中央感染症指揮センターの編成、研修、支援業務ならびに作業手続に関する実施規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 18 条 所管当局は、国内外に感染症の重大な流行状況が生じたとき、もしくは生物兵器によるテロ攻撃が生じたときには、国防動員準備システムと共同で、関連の防疫措置を実施することができる。

第 3 章 感染症の予防

第 19 条 各級の政府機関および学校は、日頃より防疫に関する事項についての教育と啓発を強化するものとし、関連の専門家団体に協力を求めることができる。所管当局および医療

機関は、防疫に関する研修と訓練を定期的実施しなければならない。

第 20 条 所管当局および医療機関は、感染症制御のために十分な量の医薬品、器材および防護具を備蓄しなければならない。

前項に定める防疫用医薬品、器材および防護具の備蓄、調達、通報、有効期限の管理、検査ならびにその他遵守すべき事項に適用される規則については、中央所管当局が定めるものとする。

第 21 条 所管当局は必要に応じて、感染症を拡大させる可能性がある水道の供給を一時的に停止することができる。

第 22 条 各級の政府機関は、地域内の上下水システムの建設を強化し、公衆トイレの設備と衛生を改良し、私有トイレの清潔と衛生を高めるものとし、必要に応じて、糞便等の消毒を実施する、または衛生維持に妨げるトイレおよびその関連設備を取り壊すことができる。

第 23 条 国内で流行状況が生じたときには、地方所管当局は、感染症の制御のために必要があれば、感染症を媒介すると確認された食料品、飲料品、動物もしくは動物の遺骸について、その飼育、屠殺、販売、贈与、廃棄を確実に禁止するものとし、それらを殺処分、廃棄、埋却、化学処理またはその他の必要な措置を行わなければならない。

所管当局は、感染症制御上の必要に基づき、感染症を媒介させる疑いのある動物に対して、前項で定める禁止・処置に関する規定を適用するものとする。

人獣共通感染症が発生する際その当該動物に対して、感染症制御上の必要の為、中央所管当局は動物感染症制御法の関連規定に従って必要な措置を取ることを中央農業所管当局に求めるものとする。

第 24 条 前条において定める食料品、飲料品、動物または動物の遺骸について、規定によって殺処分、廃棄、埋却、化学処理またはその他の必要な処置を行う際、

それらの所有者または管理者に対しては、感染症の伝染理由がそれらの者の違法行為によるもの、もしくはそれらの者が上記の処置にあたってすみやかに協力しなかった場合には補償が与えられない。それ以外の場合においては、地方所管当局は、上記のものの価格を査定したうえで、その裁量により補償を行うものとする。

前項に定める補償の申請資格、手続、認定、補償方式ならびにその他遵守すべき事項に関する規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 25 条 地方所管当局は、蚊、ハエ、ノミ、シラミ、ネズミ、ゴキブリおよびその他の病原体媒介動物の駆除を監督するものとする。

前項に定める病原体媒介動物の繁殖源である公共および私有の場所の所有者、管理者もしくは使用者は、地方所管当局からの通知または公告に従って繁殖地を自発的に駆除するものとする。

第 26 条 中央所管当局は、感染症の通報手続きと疫学調査の方法について策定するとともに、感染症の流行状況の監視、警報ならびに防疫資源配分システムを設けるものとする。施行規則については、中央所管当局が定めるものとする。

第 27 条 中央所管当局は、子どもおよび国民予防接種の政策を推進するために、ワクチンの購入と予防接種作業を実施するための基金を設置するものとする。
前項の基金の原資は、以下のとおりである。

1. 政府の予算編成による補助金
2. 公益宝くじ、タバコ製品に対する衛生福祉税から生じる余剰金
3. 寄付収入
4. この基金により生じる利子収入
5. その他の関連収入

前項第 3 号に定めるいかなる形式の寄付収入は、指定ワクチンの購入のために用いてはならない。

新たに追加するワクチンの購入のためにワクチン基金を用いるにあたっては、中央所管当局の感染症制御諮問会議の推奨を受けた品目に基づき、費用対効果による優先順位に従って、翌年度から予算編成して購入されるものとする。その関連の会合は録音されるものとし、詳細な議事録は公開されなければならない。

諮問会議のメンバーは、以下の情報を開示するものとする。

1. 本人が非政府団体からの補助金によって行われた研究プロジェクトの内容および金額
2. 本人が所属した団体が非政府団体からの補助金によって行われたワクチン関連の研究プロジェクトの内容および金額
3. 本人が、ワクチン関連企業または財団法人の取締役、理事またはアドバイザーを務めること

子どもの法定代理人は、子どもを予定どおり定期予防接種を受けさせるとともに、小学校入学時に予防接種記録を提示するものとする。

小学校および幼稚園・保育園は、予防接種を受けていない新入生・新入園児に対し、追加の予防接種を受けさせるよう指導するものとする。

第 28 条 所管当局が規定する各種の予防接種業務と、流行状況の制御に応じて実施される、特定のワクチンの管理、使用および接種手続については、研修および認定を受けた看護師によってなされることができ、これらの者は、医師法第 28 条、薬事法第 37 条および薬剤師法第 24 条の規定による制限を受けないものとする。

前項に定める予防接種実施の条件と制限、ならびに前条に定める予防接種の記録の確認、追加予防接種およびその他遵守すべき事項に関する規則については、中央所管当局が定めるものとする。

第 29 条 医療機関は、中央所管当局が策定した予防接種政策を遵守するものとする。医療機関は、所管当局が実施する指導および検査について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

第 30 条 ワクチン接種により被害を発生した者は、救済補償を請求することができる。

前項に定める救済補償の請求権は、請求権を有する者が被害の事実を知った日から 2 年以内に行使されない場合には、消滅するものとする。これは、被害が生じた日から 5 年が経過した後の状況にも適用される。

中央所管当局は、ワクチンが承認されたときに、予防接種被害救済基金を充てるために一定

の金額を徴収するものとする。

前項に定める徴収金額、支払期限、徴収の免除範囲、予防接種被害救済の資格、給付種類、金額、審査方法、手続、ならびにその他遵守すべき事項に適用される規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 31 条 医療従事者は、患者が診察を求めて来訪したときには、当該患者の治療歴、治療記録、接触履歴、旅行歴およびその他の感染症関連事項について質問するものとする。患者またはその家族は、隠蔽することなく、事実を報告するものとする。

第 32 条 医療機関は、所管当局の規則に従って、感染制御業務を執行するものとし、院内感染の発生を防止するものとする。医療機関は、所管当局が実施する指導および検査について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

医療機関が実施する感染制御の措置、所管当局による検査基準、およびその他遵守すべき事項に適用される規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 33 条 老人ホーム、介護施設、長期療養施設、治療（矯正）施設、矯正機関およびその他の類似の施設は、その介護、治療、収容または矯正がなされる入居者・入院患者に対し、健康管理および介護の責任に尽力するものとする。

前項に定める機関および施設は、所管当局の規則に従って、機関内・施設内感染の発生を防止するための感染制御業務を執行するものとする。また、それらの機関・施設は、所管当局が実施する指導および検査について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

第 1 項に定める機関および施設が執行する感染制御の措置の内容、検査を受ける機関及び施設、所管当局の検査基準およびその他遵守すべき事項に適用される規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 34 条 中央所管当局は、感染性生物材料を保有または使用する者に対して、その危険程度に応じて、レベル別の管理制度を設けるものとする。

感染性生物材料を保有するまたは使用する者による、感染性生物材料の輸出入は、中央所管当局から承認を得ない限り、行ってはならない。

第 1 項に定める感染性生物材料の範囲、保有または使用者の資格と条件、実験室での生物安

全性の管理方法、所管当局に対して報告すべき事項と、前項に定める輸出入の申請手続、およびその他遵守されるべき事項に適用される規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第4章 感染症制御措置

第35条 地方所管当局は、感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるときに、その管轄内の一定の地域の農業、畜産、水泳または飲料用水に関して、制限、禁止またはその他の適切な措置を課することができる。必要な場合には、各中央主務所管当局に対して支援を求めることができる。

第36条 国民は、感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるときに、
所管当局が実施する検査、処置、予防接種またはその他の感染症制御および検疫措置に協力し、それらを受け入れるものとする。

第37条 地方所管当局は、感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるときに、実際の需要に応じて、関連機関と協働し、以下の措置を行うものとする。

1. 学校教育、集会、宴会またはその他の団体活動に対する規制
2. 特定の場所の出入りおよび収容人数に対する制限
3. 特定の地域の交通に対する規制
4. 特定の場所または地域にいる人員の退避
5. 感染症の患者または感染が疑われる者に対して、公共交通機関を用いた移動、または特定の場所の出入りに対する制限もしくは禁止
6. 各級の政府機関によって公告されたその他の感染症制御措置

各機関、団体、企業および個人は、前項に定める措置について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

第1項に定める地方所管当局が行うものとする措置は、中央感染症指揮センターが設置されている期間中、その指揮官の指示に従って実施されるものとする。

第38条 感染症が発生したときには、公共・私用の場所または交通機関に入り、感染症制御業務に従事する必要がある者は、地方所管当局の人員と警察など関連機関の人員とともに取り組むとする。公共・私用の場所または交通機関の所有者、管理者または利用者に事前に通知するものとする。それら所有者等は、当該場所等にて立ち会う場合、感染症制御業務について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。それら所有者等が当該場所（施設）等にて立ち会わない場合、関係人員は当該場所等に直接入って感染症制御業務を執行することができ、必要に応じて、村（里）の長または隣長による立ち会いを要請することができる。前項に定める通知を受けて当該場所等にて立ち会いを行う人員に対し、その所属機関、学校、団体、企業、工場は、所管当局の指示に従って公休を与えるものとする。

第 39 条 医師または法医学医師が診察または検視中に、患者または遺体に感染症もしくは感染症の疑いを発見したときには、直ちに必要な感染制御措置を取り、かかる感染例を地方所管当局に報告しなければならない。

前項に定める感染例の報告について、第 1 類および第 2 類の感染症は、24 時間以内に、第 3 類の感染症は、1 週間以内に完了しなければいけない。中央所管当局は必要に応じて報告の時期を調整することができる。第 4 類および第 5 類の感染症の報告は、中央所管当局が公告する期限および規則に従って行う。

医師は、関連の感染者の病状を第三者に説明・公表する必要があるときには、まず、地域の所管当局に報告し、内容の真偽について所管当局から確認がなされたうえで初めて、説明・公表することができる。

医療機関、医師、法医学医師および関連機関は、所管当局からの要請に従い、感染症の患者またはワクチン接種後に有害事項が生じた者の診断記録、治療記録、関連臨床試験の結果、治療状況および解剖鑑定報告などの資料を提供するものとする。それらの者は、拒否、回避、または妨害を行ってはならない。中央所管当局は、感染症の感染拡大を制御するために、感染症またはワクチン接種による死亡に関する情報を発表することができる。捜査の非公開の原則による義務を負わない。

第 1 項および前項に基づき提供された報告または情報が不完全である場合には、所管当局は、所定の期間内に、関係当事者に対して訂正または補完を求めることができる。

第 40 条 医師以外の医療従事者が業務の執行中、感染症または感染症の疑いのある患者または遺体を発見した場合、すみやかにかかる感染例を医師、または前条の第 2 項の規定に従って地域の所管当局に報告しなければならない。

医療機関は、前項または前条の規定が遵守されるよう確保するために、配下の医療従事者を監督する責任者をあらかじめ指定しなければいけない。

第 41 条 村（里）長、隣長、村（里）の幹事、警察官または消防士が、感染症の疑いのある患者または遺体を発見した場合、かかる感染例を 24 時間以内に地域の所管当局に通知しなければならない。

第 42 条 下記の者は、感染症の疑いのある患者または遺体を発見し、かつその感染例は医師の診察または検査を受けていない場合、かかる感染例を 24 時間以内に地域の所管当局に通知しなければならない。

1. 患者または死者の親族もしくは同居人

2. ホテルまたは店舗の責任者
3. 交通機関の所有者、管理者または運転手
4. 機関、学校、幼稚園・保育園、企業、工場、鉱山、寺院、教会、葬儀所またはその他の公共の場所の責任者または管理者
5. 老人ホーム、介護施設、長期療養施設、治療（矯正）施設、矯正機関およびその他の類似の場所の責任者または管理者
6. 旅行会社の代表者、ツアーガイドまたは添乗員

第 43 条 地方所管当局は、感染症または感染症の疑いに関する報告もしくは通知を受け次第、すみやかに臨床検査、診察を行い、感染症の発生原因の調査またはその他の必要な措置を行い、ならびに中央所管当局に報告するものとする。

感染症の患者または感染の疑いのある患者、およびその関係者は、前項に定める臨床検査、診察、調査および措置について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

第 44 条 所管当局による感染症患者の管理に関する措置は、以下のとおりである。

1. 第 1 類感染症の患者は、指定された隔離治療機関において隔離治療を行うものとする。
2. 第 2 類および第 3 類の感染症の患者については、必要に応じて、指定された隔離治療機関において隔離治療を行うことができる。
3. 第 4 類および第 5 類の感染症患者については、中央所管当局が公告する制御措置に従って管理されるものとする。

感染症患者に対し隔離治療を実施する場合、所管当局は、強制的な隔離治療措置が開始して翌日から 3 日以内に、隔離治療通知書を作成し、患者本人または家族に対してその原本を、隔離治療機関に対してその写しを交付しなければならない。

第 1 項の各号に定める所管当局により隔離治療の下に置かれた患者について、その治療に

かかる費用は、中央所管当局が予算を編成して支払うものとする。

第 45 条 感染症の患者で、指定された隔離治療機関で隔離治療を受けるように所管当局から通知を受けた者は、指示に従い隔離病棟にて治療を受けるものとし、任意に退院してはならない。かかる指示に従わない状況が生じる場合、医療機関は地方所管当局に報告し、警察の協力を求めるものとする。

前項に定める隔離治療の下に置かれた患者に対して、所管当局は必要な治療を提供し、随時に評価を行うものとする。治療および評価を受けたうえで、さらなる隔離治療の必要がなくなったと認定する場合、それらの者に対する隔離治療措置をすみやかに解除するものとする。措置解除の翌日から 3 日以内に、隔離治療解除通知書を作成し、患者本人または家族に対してその原本、隔離治療機関に対してその写しを送付しなければならない。

前項に定める隔離治療の期間が 30 日を超える者に対し、地方所管当局は最低でも 30 日毎に、2 名以上の専門職の医師を招請し、追加の隔離治療の必要性について再評価を行うものとする。

第 46 条 感染症の検体の収集と臨床検査、ならびに報告、確認、消毒については、以下の方法で実施されるものとする：

1. 検体の収集：原則として、感染症の検体は医師によって収集されるものとし、患者との接触者からの検体は、医師またはその他の医療従事者によって収集されるものとし、

環境等の検体は、医療従事者または検体収集の研修を受けた者によって収集されるものとする。検体の収集の実施について、医療機関の責任者が監督の責任を負うものとし、患者および関係者は、検体収集について拒否、回避または妨害を行ってはならない。

2. 臨床検査および報告：第 1 類および第 5 類感染症の関連検体は、中央所管当局または指定された臨床検査能力を有する地方所管当局、医療機関、学術・研究機関に送付されるものとする。上記以外の感染症の検体については、中央所管当局が委任するまたは認定する保健・医療機関、学術・研究機関によって臨床検査を行うことができる。臨床検査の結果は、地方および中央の所管当局に報告されるものとする。

3. 確認：感染症の臨床検査の結果は、中央所管当局、または、その指定、委任、認定した臨床検査機関によって確認されるものとする。

4.消毒：医療機関は、感染症検体の消毒または破棄を行うものとする。患者および関係者は、それを拒否、回避または妨害を行ってはならない。

前項第1号に定める患者検体の収集項目、収集時期、検体の送付方法、ならびに第2号に定める臨床検査のために指定、委任、認定される機関の資格、期間、申請、審査の手続、検体および発見された病原体の保管とその他の遵守すべき事項に関する規則については、中央所管当局が定めるものとする。

第47条 前条により収集された検体については、防疫の需要に基づき、処理および研究を行うことができる。

第48条 所管当局は、感染症の患者と接触し、または感染させた疑いのある者に対し、臨床検査のためにその行動を制限することができる。それらの接触者に対し、必要に応じて指定された場所に検査を受けさせること、ワクチン接種、治療を行うこと、特定の地域に移動させて管理または隔離を受けさせるなどの必要な措置を命じることができる。

中央所管当局は、感染症のリスクのある集団および特定の対象に対して防疫の措置を実施することができる。

その実施対象、範囲およびその他遵守すべき事項については、中央所管当局が定めるものとする。

第49条 感染症の患者が他の場所に移動され、または死亡した場合、それまで利用していた病室または住居の内外について、患者を治療する医療機関または各所管当局は、実際の状況に応じて、必要な消毒またはその他の適切な処置を実施するものとする。

第50条 感染症またはその疑いにより死亡した遺体に対して、医療機関または各地方所管当局は消毒およびその他の必要な処置を実施するものとする。死者の家族および葬儀会社はこれを拒否、回避または妨害を行ってはならない。

前項に定める遺体について、中央所管当局は、感染症の発生原因の調査または流行状況の制御を目的として、病理解剖を実施する必要があると考えるときには、病理解剖検査を実施することができる。死者の家族は、これを拒否してはならない。

予防接種により死亡したと疑われる遺体に対し、中央所管当局は死亡原因を判断できないまま、全体の防疫の効果に影響が生じる恐れがあるため、病理解剖を実施する必要があると

判断するときには、病理解剖を行うことがある。

死者の家族は、第1類の感染症の感染が確認された遺体を24時間以内に納棺し、火葬を実施するものとする。第5分類の感染症に感染した遺体については、中央所管当局が公告した期限内に納棺しかつ火葬しなければならない。上記以外の感染症により死亡したことが判明している遺体については、特別な理由により火葬ができない場合において、地方所管当局に報告して許可を得た上で、関連の規則に従って深部埋葬を行うものとする。

第2項の規定に基づき病理解剖された遺体に対し、その葬儀費用補助金の基準は中央所管当局が定めるものとする。

第51条 感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるとき、中央所管当局は、緊急の理由により、医薬品および器材を調達することができる。ただし、その関連書類を6カ月以内に提出し、検査を完了するものとする。

前項の検査手続が完了できず、かつ他に代替的な医薬品が入手不能である場合、中央所管当局は、市民に関連リスクを説明した上で例外的に薬品の使用を認めることができる。

第52条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、各級の政府機関は、指揮官の指示に従って、感染症の流行状況と緊急時に必要な措置に関連する情報を報道するために、マスメディアおよび通信媒体の使用について優先権を有することができる。

第53条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、指揮官は、防疫の必要に基づき、第39条、第44条および第50条の管理措置を柔軟に調整するよう、中央所管当局に指示することができる。

前項に定める期間において、各級の政府機関は、指揮官の指示に従って、検疫または隔離の施設を設立するために、公・私立の医療機関または公共場所を指定または徴用を行うことができ、感染症制御実務の実施にあたって支、関係の人員を徴用することができる。必要に応じて、国防部に対して、支援のために軍病院を指定するよう要請することができる。指定、徴用、隔離または検疫のために被られる損失については、適切に補償されるものとする。前項に定める指定、徴用、隔離および検疫に関する作業手続、補償方法、ならびにその他遵守すべき事項については、中央所管当局が定めるものとする。

第54条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、各級の政府機関は、指揮官の指示に従って、私有地、工作物、建築物、防疫器具、設備、医薬品、医療器材、汚染処理施設、交通機関、ならびに中央所管当局の公告により指定された防疫物資を徴用または借用ことができ、該当する者に対して適切な補償を行うものとする。

前項に定める徴用または借用に関する作業手続、補償方法ならびにその他遵守すべき事項については、中央所管当局が定めるものとする。

第 55 条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、指揮官の指示に基づき各級の政府機関が行う企業の徴用ならびに防疫物資の配分および販売について、公正取引法第 14 条と商品表示法における商品表示の文字、表示方法、表示事項等に関する規定の適用を受けないものとする。各級の政府機関の委任に基づき、各企業が政府機関が設定した規制価格に従って、徴用または配分された防疫物資を販売する場合、かかる販売の収入の全数を委託元の政府機関を通して国庫に払い込む者に対して、事業税は課されないものとする。

第 56 条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、各級の政府機関は、指揮官の指示に従って、公有財産を借用することができる。国有財産法第 40 条および地方公有財産管理法の関連規定の適用を受けない。

各級の政府機関が前項に定める規定に従って公有財産を借用するとき、管理機関はこれを拒否してはならない。必要に応じて、管理機関の同意を得た上で、借用の手続が完了する前であっても、公有財産を使用することができる。

第 57 条 地方感染症指揮センターが設置されている期間においては、中央所管当局の承認を受けることによって、地方所管当局は、第 53 条ないし前条に定める規定を適用することができる。

第 5 章 検疫措置

第 58 条 所管当局は、入・出国者に対して以下の検疫もしくは措置を行うことができ、関連の手数料を徴収することができる。

1. 感染症流行地域を訪問する者に対して、検疫情報、防疫薬品、ワクチン接種を提供し、警告を発すること
2. 中央所管当局が定めた規則に従って、感染症報告に関する書式について、詳細かつ正確に記入のうえ提出し、必要に応じて、健康証明書またはその他の関連の証明書を提示すること
3. 健康評価の実施、または、その他の検疫措置を課すること
4. 感染症流行地域から入国する者、その接触者または接触の疑いがある者、感染症の

患者または感染の疑いがある者に対して、自宅検疫、集中検疫、隔離治療またはその他の必要な措置を課すること

5. まだ治癒しておらず、他人を感染させる恐れのある感染症の患者に対し、その出国を制限するよう入・出国管理機関に通知すること

6. 特定の国または地域の者に対する入国許可の発行もしくはその他の支援の提供を停止するよう関連機関に要請すること

前項第 5 号に定める者で、他人を感染させる恐れがなくなったときには、所管当局はただちにその出国制限を解除するよう、入・出国管理機関に通知するものとする。

所管当局が執行する第 1 項に定める検疫または措置にあたって、入・出国者はこれを拒否、回避もしくは妨害を行ってはならない。

第 59 条 入・出国による感染症の伝染を防止するため、中央所管当局は、以下の措置を実施するよう関連機関に要請することができる。

1. 入・出国者に対し、交通機関およびその貨物について、必要な防疫・検疫措置を実施すること。なお、手数料を徴収することができる。

2. 防疫の需要に応じて、交通機関の所有者、管理者、運転手または代理人に対して、所管当局が指定する関連文書を提供するよう要請すること。それら所有者等は、これを拒否、回避または妨害を行ってはならず、交通手段の衛生を維持するものとする。

前項および前条の第 1 項に定める関連防疫・検疫措置とそのために必要な場所および施設について、関連所管当局はその提供または実施に協力するものとする。

第 1 項および前条の第 1 項に定める検疫の方法、手続、制御措置、管理およびその他の遵守すべき事項の規則、徴収する手数料の対象、金額、支払方法、期間およびその他遵守すべき事項の規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第 60 条 入・出国する交通機関およびその搭載貨物において、感染症の発生または、その発生が見込まれる場合、所管当局は以下の措置を採択するものとする。

1. 交通機関に対して、必要な制限および防疫措置を行うこと。これにより生じる損失については、補償されないものとする。

2. 輸入された、または乗客によって持ち込まれた品物については、輸入者または乗客に対して、その品物を送り返すまたは破棄することを命じるものとし、それにより生じた損失については、補償されないものとする。輸出されるまたは乗客によって持ち出される品物について、第 23 条および第 24 条の規則に従って処置するものとする

中央所管当局によって定められた申告、検疫または輸入の規則に違反する品物については、所管当局は検疫を実施することなく、当該品物の返送または破棄を命じることができ、補償はなされないものとする。

第 6 条 罰則

第 61 条 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、所管当局が既に徴用し始めた防疫物資について、投機の目的で貯め込みまたは価格を吊り上げるかつその状況が深刻である場合、1 年以上 7 年以下の懲役を科するものとし、5 百万台湾ドル以下の罰金も課することができる。

第 62 条 第 1 類、第 5 類の感染症、または第 2 類の多剤耐性結核に感染したことを認識しながら、所管当局による指示に従わず、結果として他人を感染させた者に対して、3 年以下の懲役、拘留、または 50 万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

第 63 条 感染症の流行状況に関する噂またはデマ情報を流布し、公衆または他人に対して損害を生じさせた者に対しては、3 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

第 64 条 以下の事由のいずれかに該当する者に対しては、9 万以上 45 万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

1. 第 39 条の規定に違反した医師;
2. 第 39 条の規定に違反した法医学医師
3. 第 40 条第 1 項の規定に違反した医師以外の者
4. 業務を通じて感染症の患者またはその疑いのある者に関する個人情報を知った医療従事者およびその他の個人で、第 10 条の規定に違反した者
5. 第 34 条第 2 項の規定に違反した者

第 64 条の 1

第 65 条

第 9 条の規定に違反した者に対しては、10 万以上 1 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

以下の事由のいずれかに該当する医療機関に対しては、30 万以上 2 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

1. 所属の医師またはその他の職員が、第 64 条の各号または前条の規定のいずれかに基づき処罰されるときには、当該機関も処罰されるものとする。
2. 第 14 条第 1 項の規定に基づく所管当局の命令による、感染症の患者の入院および治療について、拒否、回避または妨害を行うもの
3. 第 29 条第 1 項、第 30 条第 4 項または第 5 項の規定に違反したもの

第 66 条 学術・研究機関に所属する人員が、第 9 条の規定の違反により、第 64 条の 1 の規定に基づき処罰されるときには、当該機関に対しても、30 万以上 2 百万台湾ドル以下の罰金が課せられるものとする。

第 67 条 以下の事由のいずれかを満たす場合には、

6 万以上 30 万台湾ドル以下の罰金が課せられる。

1. 備蓄、調達、有効期限の管理に関する第 20 条第 2 項の規定に対する違反、または所管当局による検査に対する拒否、第 30 条第 4 項の罰金支払期限に関する規定、または第 35 条の規定に基づき地方所管当局が命令した制限、禁止、または措置に対する違反
2. 第 29 条第 2 項および第 32 条第 1 項の規定に基づき、所管当局により実施される指導および検査、もしくは、第 37 条第 1 項の第 1 号ないし第 5 号の規定に基づきなされる措置について、その拒否、回避または妨害
3. 第 38 条第 1 項、第 43 条第 2 項、第 50 条第 4 項の規定に対する違反、または第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項の規定に基づき、所管当局により実施される措置に対する違反
4. 第 48 条第 1 項の規定に基づき所管当局により実施される行動制限、検査、ワクチン接種、薬物投与またはその他の必要な措置に関する命令に対する違反
5. 第 52 条、第 53 条第 2 項、または第 54 条第 1 項の規定に基づき、各級の政府機関により実施される優先使用、徴用、配分に対する拒否、回避、妨害

第 32 条第 1 項の規定に違反する医療機関で、所管当局の規則を実施しなかったもの、または第 32 条第 2 項の規定に基づき中央所管当局が定める感染制御の措置に関する規則に違反したものに対して、所管当局は、所定期限内に改善するよう命令することができ、状況の重大性に応じて以下の処分を課することができる。

1. 6 万以上 30 万台湾ドル以下の罰金
2. 改善がなされるまでの間、営業の全部または一部の停止

第 68 条 第 23 条の規定に基づき所管当局により実施される禁止または措置に関する規定に違反した場合、6 万以上 30 万台湾ドル以下の罰金に課せられる。違反状況が深刻な場合、1 年以下の営業停止も課せられることができる。

第 69 条 以下の事由のいずれかに該当する者に対し、1 万以上 15 万台湾ドル以下の罰金が課せられるものとする。必要に応じて、所定期間内での改善を命じることができ、所定期間内に改善しなかった場合、その都度、処分を課することができる。

1. 第 11 条、第 12 条、第 31 条、第 58 条第 3 項、第 59 条第 1 項または感染性生物材料の保有、使用、実験室での生物安全性の管理および所管当局に対する報告について、中央所管当局が第 34 条第 3 項の権限に基づき決定した規則に対する違反
2. 第 33 条第 2 項に基づき所管当局が実施する指導および検査に対する拒否、回避および妨害
3. 第 42 条の規定に基づく報告の不実施
4. 第 60 条の規定に基づき所管当局が実施する制限または禁止の命令に対する違反

第 46 条第 1 項の第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 49 条、第 50 条第 1 項の規定に対する違反および検体の収集、臨床検査、報告、消毒または処置への協力の不実施。

第 33 条第 2 項の規定に対する違反および所管当局の規則に従って感染制御業務を実施しないもの、または第 33 条第 3 項の規定に基づき中央所管当局が定める感染制御措置に関する規則に対する違反するものに対し、所管当局は、所定期間内の改善を命じることができ、状況の重大性に応じて以下の処分を課することができる。

1. 1 万以上 15 万台湾ドル以下の罰金を課すること
2. 改善がなされるまでの間、営業の全部または一部の停止

第 70 条 以下の事由のいずれかに該当する者に対しては、3 千以上 1 万 5 千台湾ドル以下の罰金を課するものとする。必要に応じて、所定機関内の改善を命じることができ、所定期間内に改善しなかった場合、その都度、処分を課することができる。

1. 第 25 条第 2 項の規定に対する違反
2. 第 36 条の規定に基づき所管当局が実施した検査、治療またはその他の防疫、検疫の措置に対する拒否、回避または妨害
3. 第 37 条第 1 項の第 6 号の規定に基づき、各級の政府機関が実施した防疫措置に対する拒否、回避または妨害
4. 第 46 条第 2 項の規定に基づき、検体および発見された病原体の保管に関する規定に対する違反

前項の第 1 号に定める事由に該当する機関が、所定期間内に改善を行われておらずかつ違反状況が深刻な場合、必要に応じて、営業または事業の停止を命じることができる。

第 71 条 本法に定める罰金、営業停止などの処分のすべては、第 34 条の規定に対する違反は中央所管当局が執行するものを除き、地方所管当局によって執行されるものとする。ただし、以下の事由のいずれかに該当する者は、中央所管当局により処分を課することができる。

1. 第 9 条、第 58 条ないし第 60 条の規定に対する違反
2. 中央感染症指揮センターが設置されている期間において、本法の規定に対する違反

第 7 章 附則

第 72 条 地方政府は、感染症の制御のための資金を予算として編成するものとし、必要に応じて、中央所管当局は、裁量により補助金を提供することができる。

第 73 条 本法に定める感染症制御業務の実施において、顕著な成果を達成した個人、医療機関およびその他の関連機関に対しては、奨励を与えるものとする。奨励に関する規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第74条 第5類の感染症の制御業務の執行により傷害、心身障害、もしくは死亡に至った者については、所管当局は、その裁量で各項目の給付金またはその子女の教育費を補助することができる。給付金の項目、基準、申請要件、手続およびその他遵守すべき事項に関する規則は、中央所管当局が定めるものとする。

前項に定める資金は、所管当局が予算を編成して支払うものとする。

第75条 地方所管当局が本法に定める実施すべき事項を実施しなかった場合、中央所管当局は、所定期限内に、これらの事項を実施するよう命じることができる。地方所管当局が所定期間内にこれらの事項を実施しなかった場合、中央所管当局は、地方所管当局に代わってこれを実施することができる。ただし、緊急時においては、中央所管当局はこれらの事項を直接実施することができる。

第76条 本法の施行規則は、中央所管当局が定めるものとする。

第77条 本法は公布日より施行されるものとする。